

地域防災計画の見直しについて

説明内容

- 1 見直し内容
- 2 パブリックコメント・地域説明会の実施

現行計画

第Ⅰ部 総則編

第Ⅱ部 震災対策編

第Ⅲ部 水害その他の災害対策編

第1章 水害その他の災害予防計画

第2章 水害その他の災害応急対策計画

第3章 水害その他の災害復旧計画

1水害

2土砂災害

3火災

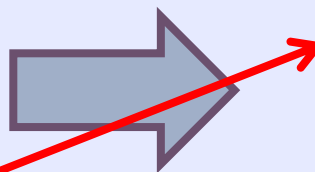
4文化財災害

5図書館資料災害

6放射線物質事故災害

7雪害

水害編をその他の災害対策編から独立させて構成。



新計画

第Ⅰ部 総則編

第Ⅱ部 震災対策編

第Ⅲ部 水害対策編

第1章 水害予防計画

第2章 水害応急対策計画

第3章 水害復旧・復興計画

第Ⅳ部 その他の災害対策編

第1章 竜巻・突風等対策

第2章 火災対策

第3章 放射性物質事故災害対策

第4章 雪害対策

第5章 火山噴火降灰対策

第6章 文化財災害対策

第7章 図書館資料等災害対策

第8章 複合災害対策

第9章 広域応援

埼玉県地域防災計画に基づき、「竜巻・突風等対策」「火山噴火降灰対策」「複合災害対策」「広域応援」を追加。

1 見直しの内容

(1) 昨年、今年の水害の教訓を踏まえた水害編の作成

- ① 災害時の迅速な対応のための配備体制の整備
- ② 災害時の迅速な対応のためのタイムライン・洪水対応時系列マニュアルの整備
- ③ 想定最大規模の浸水を想定した災害対策本部代替設置場所の設定
- ④ 的確な情報収集のための重要警戒地点の設定

(1) 昨年、今年の水害の教訓を踏まえた水害編の作成

① 災害時の迅速な対応のための配備体制の整備 P 3-16

現行計画

震災編に準じた職員の
配備体制

・・・配備体制が曖昧

第1配備

災害が発生するおそれ
又は軽微な被害
が発生した場合

第2配備

第1配備で対応で
きない規模の被害が
発生するおそれ又は
発生した場合

新計画

水害に対応した専用の配備
体制の整備

・・・降雨量・気象情報・被害
状況を基準とした明確な配備
体制

準備体制 第1配備

・10分雨量が6mmを
越える雨が30分続く程
度

準備体制 第2配備

・時間雨量が20mm～
30mmになる程度
・その後も大雨が予想さ
れる場合

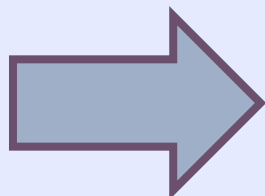
(1) 昨年、今年の水害の教訓を踏まえた水害編の作成

② 災害時の迅速な対応のための

タイムライン・洪水対応時系列マニュアルの整備 P 3-18

現行計画

タイムライン等の行動計画は策定していない。
→先手先手の行動がとりにくい。



新計画

富士見市周辺河川である、荒川・新河岸川・柳瀬川それぞれの「富士見市洪水対応タイムライン」を策定。
また、配備体制ごとの各課の行動をマニュアル化した「富士見市洪水対応時系列マニュアル」を策定。

富士見市洪水対応 タイムライン

- ・荒川タイムライン
- ・新河岸川タイムライン
- ・柳瀬川タイムライン

富士見市洪水対応 時系列マニュアル

- ・配備体制ごとの各課の行動計画を時系列で整理。
- ・水害時に各課で必要となる備品・マニュアル・様式等を資料としてまとめた。

(1) 昨年、今年の水害の教訓を踏まえた水害編の作成

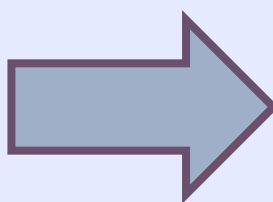
③ 想定最大規模の浸水を想定した災害対策本部代替設置場所の設定 P 3-18

現行計画

震災編・水害編共通の災害対策本部の代替設置場所を設定。

新計画

想定最大規模の水害を想定し、震災編とは別に、浸水想定区域外に代替場所を設定。



優先順位	代替場所
第1順位	中央図書館2階
第2順位	市民文化会館 キラリ☆ふじみマルチホール
第3順位	市民総合体育館ロビー

水害時における優先順位	代替場所
第1順位	鶴瀬公民館
第2順位	水谷公民館
第3順位	鶴瀬西交流センター

(1) 昨年、今年の水害の教訓を踏まえた水害編の作成

④ 的確な情報収集のための重要警戒地点の設定

資料編 P 141

現行計画

警戒地点の設定はない

区分	観測地点
水位	(荒川) 治水橋 (入間川) 菅間 小ヶ谷 (新河岸川) 宮戸橋 (柳瀬川) 清柳橋 (黒目川) 浜崎
雨量	富士見市役所
目視	なし

新計画

昨年の水害の教訓から砂川堀と新河岸川の合流地点や上流の降雨量にも注視する

区分	観測地点
水位	(荒川) 治水橋 (入間川) 菅間、小ヶ谷 (新河岸川) 宮戸橋、 志木、南畑橋 (柳瀬川) 清柳橋、 富士見橋 (黒目川) 浜崎
雨量	富士見市役所、 志木、菅間、川越県土、所沢西高校、所沢(中富小学校)、安松中学校、所沢(気象庁)、仏子、高倉、大森調節池
目視	砂川堀と新河岸川の合流地点、高橋
カメラ	花影橋、南畑橋、富士見橋

1 見直しの内容

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

- ① 被害想定について
- ② 災害種別ごとに指定避難所・指定緊急避難場所を指定
- ③ 浸水想定区域内の要配慮者施設に対して、避難行動計画及び訓練実施の義務化
- ④ ペット動物・車中泊避難者の対応について記載
- ⑤ 避難行動要支援者に対する支援体制の確立
- ⑥ 市の備蓄の充実
- ⑦ 情報発信手段の確保

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

①被害想定について

現行計画

市独自の被害想定

平成13年に実施した富士見市被害想定調査に用いた算出方法に当時のデータを代入し算出。

新計画

「埼玉県地震被害想定調査（H24・25実施）」に基づく被害想定

直近に実施された県の被害想定調査に基づく被害想定に更新。今後、県の調査が実施するごとに速やかに市の被害想定も併せて更新する。

東京湾北部地震での富士見市における主な被害想定結果

最大震度	マグニチュード	建物被害（棟）		人的被害（人）		最大避難者（人）	帰宅困難者（人）
		全壊	半壊	死者	負傷者		
6強	7.3	191	580	2	84	1,915	3,981

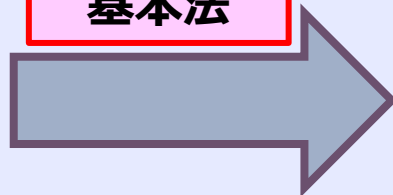
(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

② 災害種別ごとに指定避難所・指定緊急避難場所を指定

現行計画

災害ごとの区別はなく、
共通の避難場所を指定

災害対策 基本法



新計画

地震・洪水・土砂災害・大規模火災
を想定した、「指定緊急避難場所」、
地震・洪水を想定した「指定避難所」
をそれぞれ指定。

名称
鶴瀬小学校
水谷小学校
南畑小学校
関沢小学校
勝瀬小学校

名称	指定緊急避難場所				指定避難所		
	洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災	洪水	地震	土砂 災害
鶴瀬小学校	○	○	○	○	○	○	○
水谷小学校	○	○	○	○	○	○	○
南畑小学校	△	○	○	○	△	○	○
関沢小学校	○	○	○	○	○	○	○
勝瀬小学校	△	○	○	○	△	○	○

※ △：災害の状況に応じて、避難所を開設します。

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

③ 浸水想定区域内の要配慮者施設に対して、 避難行動計画及び訓練実施の義務化 P 3-7

現行計画

計画策定、訓練実施の義務はない。

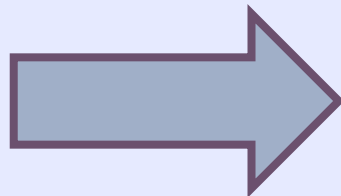
避難計画

学校、福祉施設等の管理者は施設毎に災害の状況に合わせた避難計画を作成する。

防災訓練

施設管理者は防災訓練を実施するよう努める。

水防法



新計画

浸水想定区域内の要配慮者施設（学校・社会福祉施設・保育所など）は避難行動計画の策定と防災訓練の実施が義務化。

避難確保計画

浸水想定区域内にある要配慮者施設の施設管理者は、避難確保計画（避難計画）を策定する。

防災訓練

浸水想定区域内にある要配慮者施設の施設管理者は防災訓練を実施する。

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

④ ペット動物・車中泊避難者の対応について記載

P 2-35、P 2-81

現行計画

車中泊避難者への対応
についての想定はしてい
ない。

ペット動物

動物への給餌、排泄物
の清掃等の飼育・管理
は、動物を連れてきた者
が全責任を負うものとす
る。

車中泊避難

校庭への自家用車の
乗り入れを禁止する。

熊本地震

新計画

ペット動物に関して、しつけや備
蓄品の準備について記載し、車
中泊避難者に関しては、マニユア
ルやカルテで対応するよう記載。

ペット動物

飼い主は日頃から動物の
しつけ、ペット用の備蓄品
の準備をしておき、動物へ
の給餌、排泄物の清掃等
の飼育・管理は、動物を
連れてきた者が全責任を
負うものとする。

車中泊避難

大規模災害の場合、
「車中泊避難者」も
いる可能性があるの
で、「避難所運営マ
ニユアル」や「避難所
カルテ」に基づき対応
するものとする。

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

⑤ 避難行動要支援者に対する支援体制の確立 P 1-34

現行計画

市民からの手上げ方式により災害時要援護者名簿に登録

作成した名簿を町会長や民生委員に情報提供し、避難支援体制を整備。

災害対策 基本法

新計画

市で避難行動要支援者として登録する範囲を設定し、庁内関係部署間で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約し、名簿を作成。

本人の**同意を得れば**、町会長や民生委員、消防、警察等の関係者への情報提供も可能。

災害時には、同意がなくても名簿の情報を提供することができる。

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

⑥ 市の備蓄の充実 P 2-16

現行計画

県・市・市民でそれぞれ
1日分の備蓄を行う計画。

新計画

県及び市の備蓄を1日分から1.5日分へ増、
帰宅困難者用の備蓄を3日分備蓄、災害救
助従事者（職員）の備蓄を3日分備蓄。

備蓄計画

県（1日分）
市（1日分）
市民（1日分）

◎市民防災アンケート

「問2 重要と考える市の災
害対策」
→備蓄品の充実
(50.3%)

◎埼玉県地域防災計画

<通常備蓄>
県（1.5日分）
市（1.5日分）
市民（3日分）
<帰宅困難者備蓄>
県（1日分以上）

新 備蓄計画

<通常備蓄>

県（1.5日分）
市（1.5日分）
市民（3日分）

<帰宅困難者備蓄>

県（1日分以上）
市（2日分）

<災害救助従事者>

市（3日分）

<備蓄倉庫の拡充>

中央防災倉庫の検討

(2) 関連法等の改正や上位計画の見直し、熊本地震等の教訓に伴う見直し

⑦情報発信手段の確保 P 2-24

現行計画

防災行政無線や、広報車等を活用した情報発信。

新計画

アンケート結果から市民が情報収集する手段として割合が高かったテレビ・ラジオ（Lアラートを通じたメディアへの情報提供による）

情報発信手段

- ・防災行政無線
- ・防災メール
- ・広報車
- ・消防団による戸別巡回
- ・マスコミ報道
- ・緊急速報メール

防災行政無線放送が聞き取れなかった場合、電話で内容が確認できる「**電話応答サービス（049-265-3030）**」を開始。

「Yahoo!防災速報アプリ」にて市独自の防災情報（避難所開設情報等）を配信できるようシステム構築済み。

新情報発信手段

（カッコ内は市民防災アンケート「問6 主な情報収集手段」1～3位の合計ポイント）

- ・防災行政無線（31.6%）
- ・防災メール
- ・広報車
- ・消防団の個別巡回
- ・**エリアメール（26.1%）**
- ・**ホームページ（28.2%）**
- ・**SNS（11.9%）**
- ・**Lアラート（テレビ：84.4%,ラジオ：42.8%）**
- ・**スマートフォンアプリ（49.9%）**

2 パブリックコメント・地域説明会の実施

(1) パブリックコメント

平成30年2月13日から平成30年3月12日まで実施
いただいた意見 4人から57件

<内訳>

- 輸送や道路等通行確保に関する提案等 2件
- 高齢者、障がい者、外国人の方々の避難や情報提供に関する提案等 2件
- 情報収集、発信、提供に関する提案 6件
- 自主防災組織やボランティアに関する提案 2件
- ハザードマップに関する提案 2件
- 廃棄物処理に関する提案 2件
- 国や県との連携に関する提案 3件
- 文章の表記に関する提案 21件
- その他、地域防災計画の範疇以外のもの 17件

2 パブリックコメント・地域説明会の実施

(2) 地域説明会

- ①3月3日（土） 市役所
- ②3月7日（水） 水谷東公民館
- ③3月8日（木） 南畑公民館

参加者合計27人 いただいた意見17件

<内訳>

- | | |
|---------------------|----|
| ○防災行政無線に関すること | 1件 |
| ○備蓄に関すること | 2件 |
| ○避難所に関すること | 7件 |
| ○地区防災計画に関すること | 2件 |
| ○避難行動要支援者に関すること | 2件 |
| ○その他、地域防災計画の範疇以外のもの | 3件 |

2 パブリックコメント・地域説明会等の実施

(2) 議員説明会

3月14日 実施

いただいた意見 11人の議員より合計45件

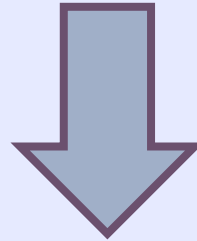
<内訳>

○被害想定に関すること	4件
○避難行動に関すること	9件
○避難所に関すること	4件
○自主防災組織に関すること	2件
○災害対策本部に関すること	6件
○情報収集・伝達に関すること	6件
○要配慮者利用施設に関すること	3件
○県との連携に関すること	2件
○備蓄に関すること	2件
○その他	7件

(3) パブリックコメント・地域説明会等を受けての修正点

<意見>

○被害想定について、東京湾北部地震が起こると物流の断絶も想定されると思うので、生活必需品が枯渇するなどの記載があったほうがよいと思う。



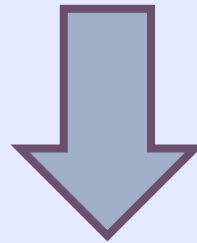
<修正> P 2-16

災害時に必要な食料は、
物流が途絶し、食料等の物資が枯渇することなどを考慮し、
県及び市が避難者用として1.5日分・・・備蓄する。

(3) パブリックコメント・地域説明会等を受けての修正点

<意見>

○3.11のとき通電火災があったが、計画内に通電火災の記載がない。



<修正> P 2-31

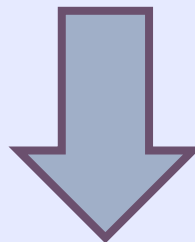
各状況における避難時の留意点

①避難に関しては、必ず火気危険物などの始末を完全に行い、**通電火災の危険があるためブレーカーを落として避難する。**

(3) パブリックコメント・地域説明会等を受けての修正点

<意見>

○県へ要請するという記載について、「県へ要請するとともに協定自治体へ協力を要請する」というような記載にしてみてはどうか。



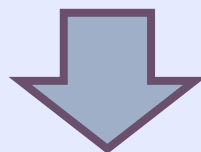
<修正> P 2-46

給水車等の給水設備に不足があるときは県に給水要請を行い、各協定締結自治体の協力依頼を検討する。

(3) パブリックコメント・地域説明会等を受けての修正点

<意見>

○帰宅困難者について、市内3駅とも市境に近いいため、近隣市町に協力を仰ぎながら、一時滞在施設を確保したほうがよい。



<修正> P 2-67

駅周辺における一時滞在施設の確保

- ①市は、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。
- ②一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。
- ③駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、東入間警察署の協力を得る。
- ④必要に応じて近隣市町に協力を要請する。



ご清聴ありがとうございました。